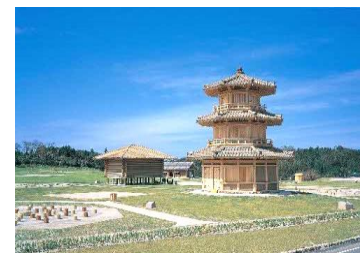


# 山鹿市都市計画マスタープラン 第1回 策定協議会説明資料

## ～山鹿市都市計画マスタープラン(第2期)の策定について～

令和4年8月2日(火) 14:00～

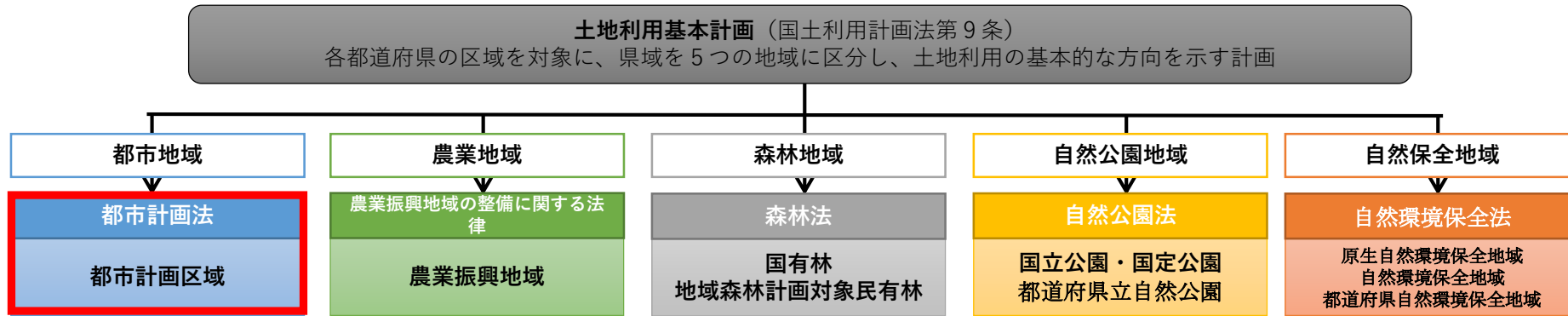


<b>1.都市計画マスタープランとは</b>	<b>P.1</b>
1) 都市計画について	p.1
2) 山鹿市の都市計画	p.5
3) 山鹿市都市計画マスタープラン	p.6
<b>2.都市計画を取り巻く環境</b>	<b>P.9</b>
1) 社会情勢	p.9
2) 山鹿市の概況	p.15
<b>3.計画策定の流れ</b>	<b>P.17</b>
1) 策定体制	p.17
2) 策定スケジュール	p.18
<b>4.住民アンケート</b>	<b>P.19</b>
1) 実施概要	p.19
2) 調査票	p.20
<b>5.庁内連携</b>	<b>P.25</b>
1) 現行計画の検証等	p.25
2) 都市計画に関連する施策等のヒアリング	p.26

## 1) 都市計画について

### 都市計画制度の位置づけ

国土計画体系の中での  
都市計画の位置づけ



都市計画法関連法令

都市計画法別分類

#### 土地利用関係 (地域地区・地区計画 等)

- ・建築基準法
- ・景観法 (景観地区)
- ・都市緑地法 (緑地保全地域等)
- ・港湾法 (臨港地区)
- ・被災市街地復興法 (被災市街地復興推進地域)
- ・密集法 (防災街区整備地区計画等)
- ・都市再生特別措置法 (都市再生特別地区)

#### 都市施設関係

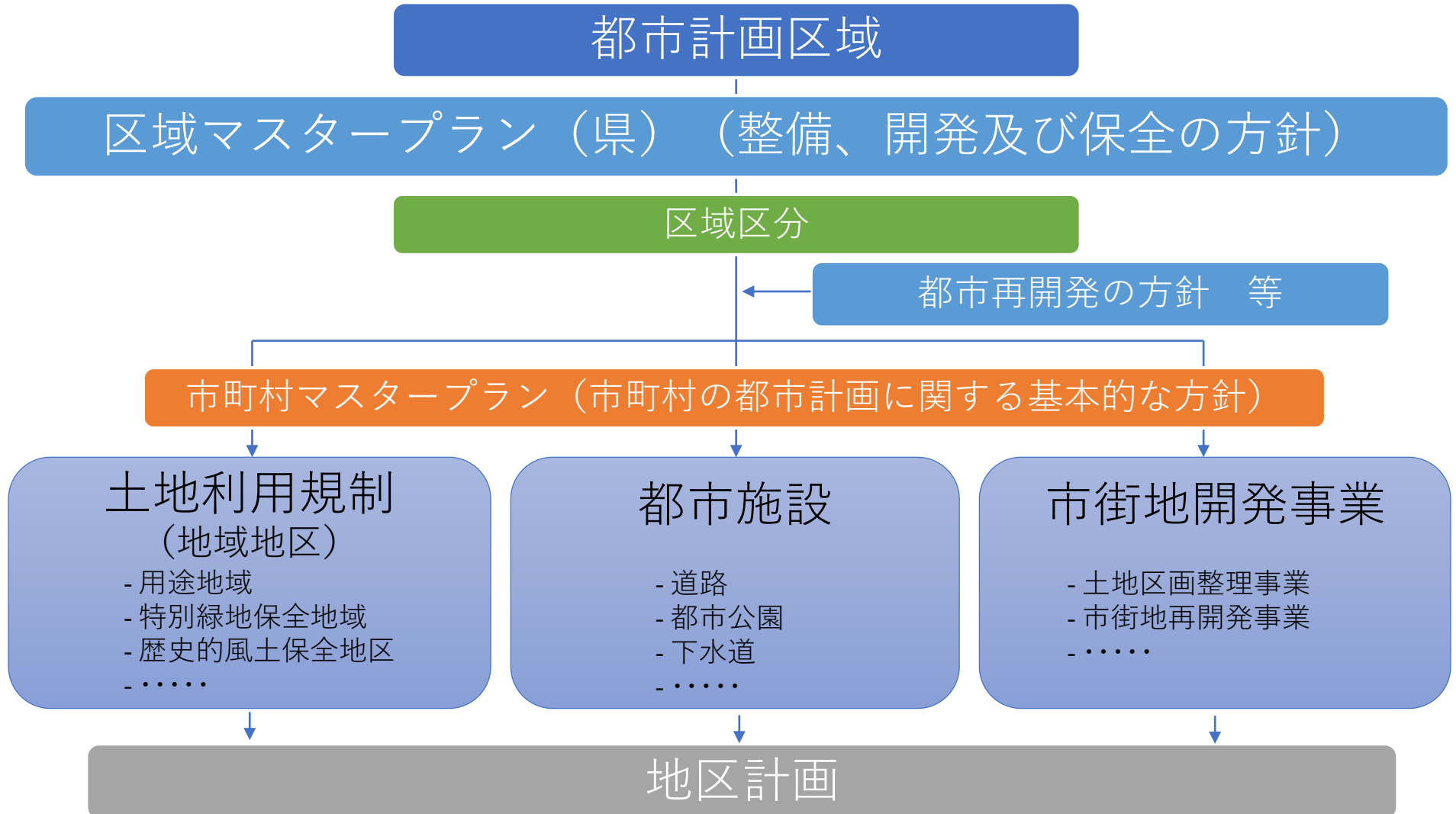
- ・道路法 (道路)
- ・都市公園法 (都市公園)
- ・下水道法 (下水道)
- ・河川法 (河川)
- ・流通業務市街地整備法 (流通業務団地)
- ・津波防災地域づくり法 (津波防災拠点市街地形成施設)

#### 市街地開発事業関係

- ・土地区画整理法 (土地区画整理事業)
- ・都市再開発法 (市街地再開発事業)
- ・新住宅市街地開発法 (新住宅市街地開発事業)
- ・首都圏近郊地帯整備法 (工業団地造成事業)

## 1) 都市計画について

### 都市計画制度の構造





## 1) 都市計画について

### 都市計画の種類と内容 (地域地区)

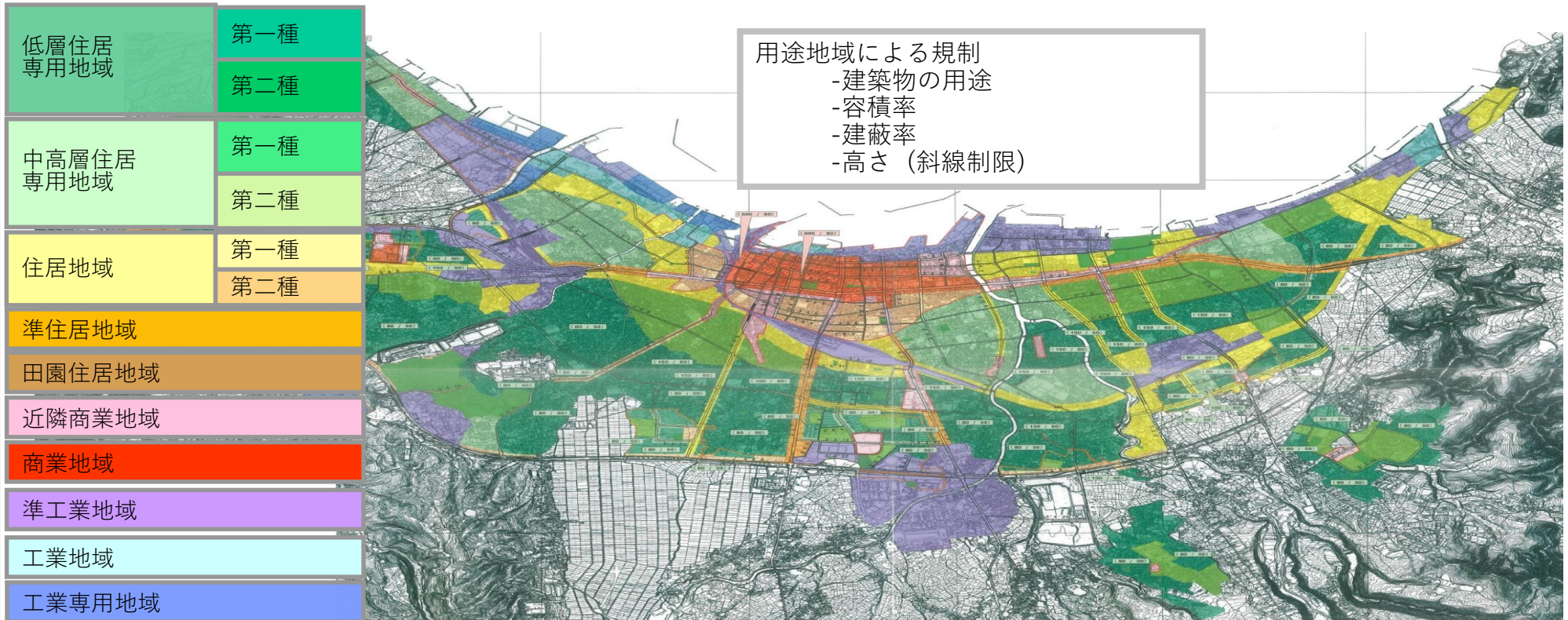
地域地区

#### ○概要

- ・用途の適正な配分、都市の再生の拠点整備、良好な景観の形成等の目的に応じた土地利用を実現するために設定する地域又は地区
- ・地域地区には、代表例である用途地域をはじめ、特別用途地区、高度地区、景観地区、臨港地区等、多数の種類がある

#### ○代表例：用途地域

- ・住居、商業、工業等の用途を適正に配分して都市機能を維持増進し、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進することが目的
- ・建築物の用途や建築物の形態制限（容積率、建蔽率、高さ等）について、地方公共団体が都市計画の内容として決定  
(容積率、建蔽率、高さ等の具体的数値については、用途地域の種類毎に建築基準法で定められているメニューの中から都市計画で選択)



## 1) 都市計画について

### 都市計画の策定主体

#### ○都道府県と市町村の二層構造

- ・都道府県：線引き等、市町村の区域を超える影響を持つ広域的・根幹的な都市計画の決定主体
- ・市町村：「まちづくりの現場」に最も近い市町村が都市計画決定の中心的な主体（市町村の定める都市計画は都道府県が定めた都市計画に適合したものでなければならない）

→広域的・根幹的な観点から定められる都道府県決定の都市計画とまちづくりの現場に近い観点から定められる市町村決定の都市計画が調和をもって決定されることで、一体的なまちづくりが可能に

#### 【例：都市施設の決定主体】

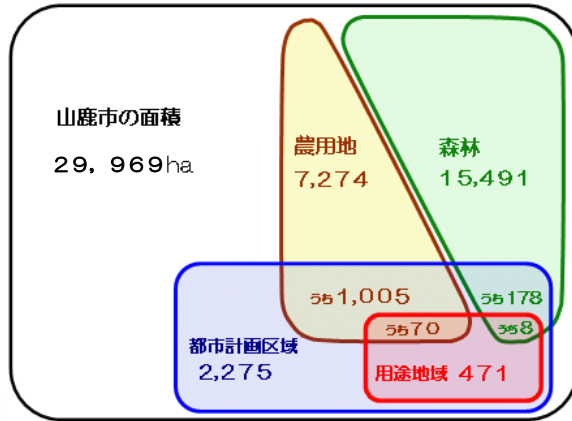
都市施設に係わる都市計画決定権者一覧（都道府県と市町村がそれぞれの役割に従って決定）

都市計画の種類		都道府県決定	市町村決定	都市計画の種類		都道府県決定	市町村決定
道路	一般国道	○		産業廃棄物処理場		○	
	都道府県道	○			ごみ焼却場・その他処理施設		
	市町村道		○	河川	一級・二級	○	
	自動車専用道路	○			準用		
	その他		○	学校	大学・高専		○
都市高速鉄道	○		その他				○
駐車場			○	病院、保育所その他医療施設又は社会福祉施設			○
自動車ターミナル			○	市場、と畜場、火葬場			○
公園・緑地・広場・墓園	国又は都道府県が設置した面積10ha以上	○		一団地の住宅施設			○
	その他		○		一団地の官公庁施設		○
その他公共空地			○	流通業務団地		○	
下水道	流域下水道	○					
	公共下水道(2市町村にまたがる)	○					
	公共下水道(その他)		○				
	その他		○				



# 1. 都市計画マスタープランとは

## 2) 山鹿市の都市計画



都市計画区域指定一覧表

都市計画区域名	都市名	範囲	法指定年月日	最終区域年月日	人口		面積	
					行政区域(千人)	都市計画区域(千人)	行政区域(ha)	都市計画区域(ha)
熊本	熊本市	一部	T12. 7. 1	H27. 5. 29	739.6	732.0	38,954	35,433
	合志市	全域	S46. 5. 18		61.6	61.6	5,317	5,317
	菊陽町	全域			42.8	42.8	3,757	3,757
	嘉島町	全域			9.4	9.4	1,666	1,666
	益城町	全域			32.2	32.2	6,567	6,567
	小計	-			-	885.6	878.0	56,261
八代	八代市	一部	S10. 4. 19	H22. 3. 30	123.7	120.6	68,136	18,662
人吉	人吉市	一部	S11. 6. 30	S44. 5. 26	32.2	29.4	21,055	3,657
荒尾	荒尾市	全域	S10. 4. 19	S37. 1. 23	51.3	51.3	5,737	5,737
水俣	水俣市	一部	S 9. 6. 15	S54. 8. 2	23.8	23.1	16,329	12,393
玉名	玉名市	一部	S23. 9. 20	H24. 3. 30	65.0	55.5	15,260	10,561
山鹿	山鹿市	一部	S11. 6. 30	S46. 12. 28	49.7	22.0	29,969	2,275
菊池	菊池市	一部	S31. 2. 7	H27. 5. 29	46.7	36.5	27,685	5,624
宇土	宇土市	一部	S16. 3. 13	H24. 4. 1	36.2	24.7	7,430	1,832
宇城	宇城市	一部	S37. 2. 3	H22. 3. 30	57.7	36.7	18,861	3,439
阿蘇	阿蘇市	一部	S23. 3. 11	S23. 3. 11	25.4	11.3	37,630	10,417
本渡	天草市	一部	S11. 6. 30	S50. 1. 11	24.0	6.0	68,382	1,823
牛深		一部	S25. 5. 2	S44. 5. 26	76.7		368	
長洲	長洲町	全域	S37. 2. 3	H24. 3. 30	15.5	15.5	1,944	1,944
大津	大津町	全域	S50. 1. 11	S50. 1. 11	34.7	34.5	9,910	9,910
御船	御船町	一部	H 4. 3. 30	H 4. 3. 30	16.4	14.4	9,903	2,206
芦北	芦北町	一部	S25. 9. 12	S50. 2. 4	16.2	9.3	23,400	3,827
合計	-	-	-	-	1,557	1,393	417,892	147,415

(行政区域)人口・住民基本台帳[R1(2019)11.1現在]、面積・全国都道府県市町村別面積調[R1(2019)7.1現在]、(都市計画区域)人口・面積・都市計画現況調査[H30(2018)3.31現在]  
 ※都市計画区域の面積は決定時と異なる場合があります  
 ※熊本都市計画区域は最終変更時の面積を記載[H27(2015)5.29現在]

都市計画決定状況一覧表

R1(2019).12月末 現在

都市計画区域名	熊本		八代		人吉		荒尾		水俣		玉名		山鹿		菊池		宇土		宇城		阿蘇		本渡		牛深		長洲		大津		御船		芦北		(玉東)		(西原)		
	熊本市	合志市	菊陽町	嘉島町	益城町	八代市	人吉市	荒尾市	水俣市	玉名市	山鹿市	菊池市	宇土市	宇城市	阿蘇市	天草市	長洲町	大津町	御船町	芦北町	玉東町	西原村																	
都市名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
区域区分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
土地利用	用途地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	特別用途地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	特定用途制限地域																																						
	高度利用地区	○																																					
	防火及び準防火地域	○																																					
	風致地区	○																																					
	駐車場整備地区	○																																					
	臨港地区	○																																					
	流通業務地区	○																																					
	被災市街地復興推進地域																																						
地区計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
道路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
都市高速鉄道	○																																						
交通広場	○																																						
駅前広場	○	○																																					
自動車駐車場	○																																						
自転車駐車場	○																																						
自動車ターミナル	○																																						
公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
緑地	○	○																																					
墓園	○																																						
下水道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
汚物処理場																																							
ごみ焼却場	○	○																																					
ごみ処理場	○																																						
河川																																							
図書館																																							
市場	○																																						
火葬場	○																																						
流通業務団地	○																																						
防火水槽	○																																						
開市発市後	土地区画整理事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	市街地再開発事業	○																																					

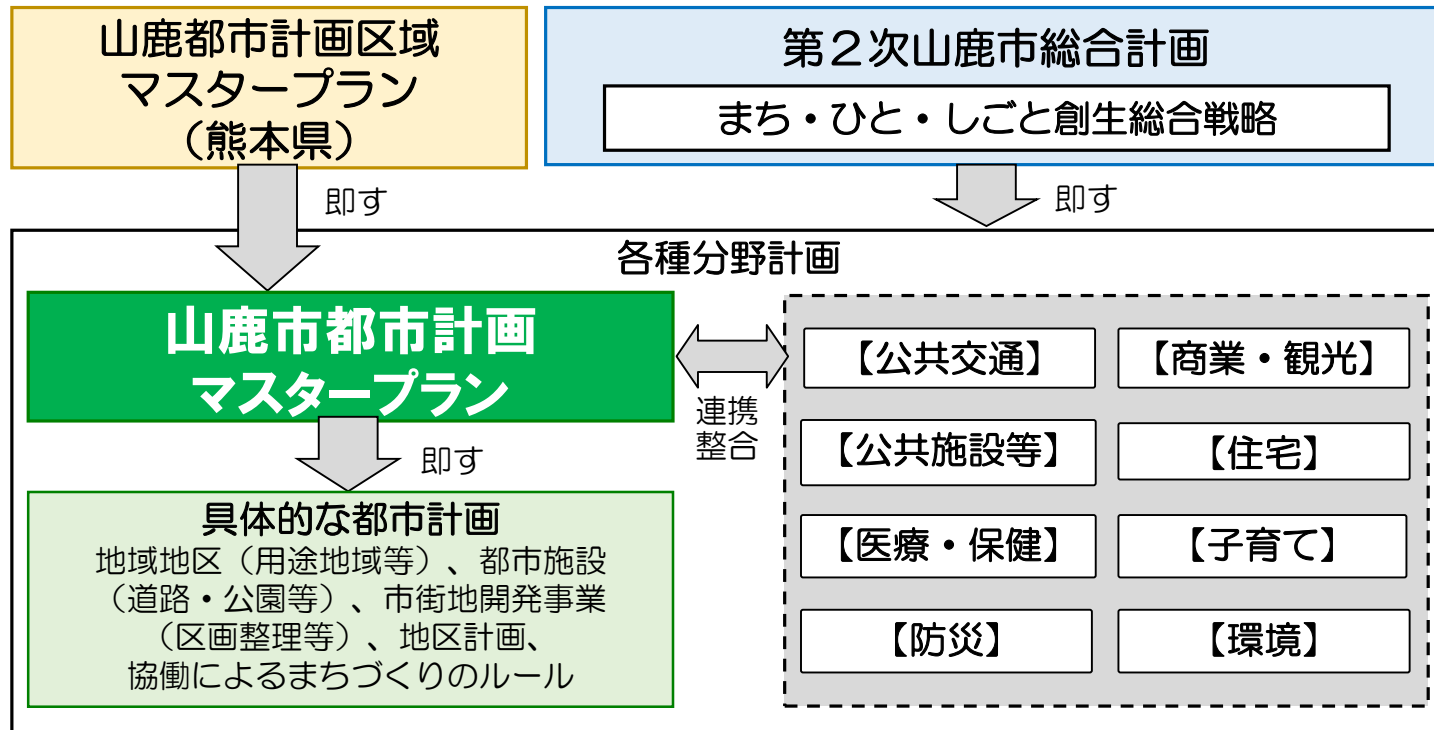
※準都市計画区域で定められる都市計画は、用途地域・特別用途地区・特定用途制限地域・高度地区・景観地区・風致地区・緑地保全地域・伝統的建造物保存地区。  
 ※下水道：芦北町は都市下水道のみ決定。

## 3) 山鹿市都市計画マスタープラン

### ① 計画の位置づけ

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「山鹿市都市計画マスタープラン」という。）」のことであり、山鹿市の最上位計画である「第2次山鹿市総合計画」や熊本県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「山鹿都市計画区域マスタープラン」という。）」に即しつつ、地域に密着した見地から都市づくりの将来像を定め、その実現に向けた土地利用や都市施設などの方針を定める計画です。

策定に際しては、公共交通や商業・観光など、各種分野計画との連携・整合を図ることが必要です。



## 3) 山鹿市都市計画マスタープラン

### ② 計画の役割

#### ◆将来像（ビジョン）の共有

行政や事業者、市民など多様な主体が、都市づくりの目標を共有できるように、都市全体・地域別の将来像を明確にします。

#### ◆都市計画決定及び変更の指針

土地利用の規制、道路や公園、下水道等の都市施設の整備など、都市計画の決定及び変更の指針となります。

#### ◆まちづくりの整合性・一体性の確保

土地利用や都市施設、市街地整備など都市計画分野のほか、自然環境の保全や景観形成、防災、公共交通、商業・観光など、各種まちづくり分野とも相互に調整を図る、市全体として総合的かつ一体的なまちづくりを進めるための指針となります。

### ③ 計画策定（第2期）の目的

山鹿市では、新市発足後に策定した「山鹿市都市計画マスタープラン（H21）」に基づき、将来都市像の実現に向けて、地域の特性に応じた個性豊かなまちづくりを進めてきたところです。

現在、山鹿市では人口減少・少子高齢化、価値観の多様化、社会経済の変化、自然災害の頻発化・激甚化、地球環境問題、技術革新などを背景として、都市機能やコミュニティの衰退、空き家の増加、公共施設等の維持管理など、様々な都市の課題を抱えており、これらに対応した持続可能なまちづくりを進めることが大変重要となっています。

こうした中で、法整備や制度改正が進められ、山鹿市では第2次山鹿市総合計画を筆頭に様々な計画を策定し、熊本県では「山鹿都市計画区域マスタープラン」の策定作業が進められています。

こうしたことから、将来都市構造を再構築し、その実現に向けた都市計画の方針を定める「山鹿市都市計画マスタープラン（第2期）」を策定します。

## 3) 山鹿市都市計画マスタープラン

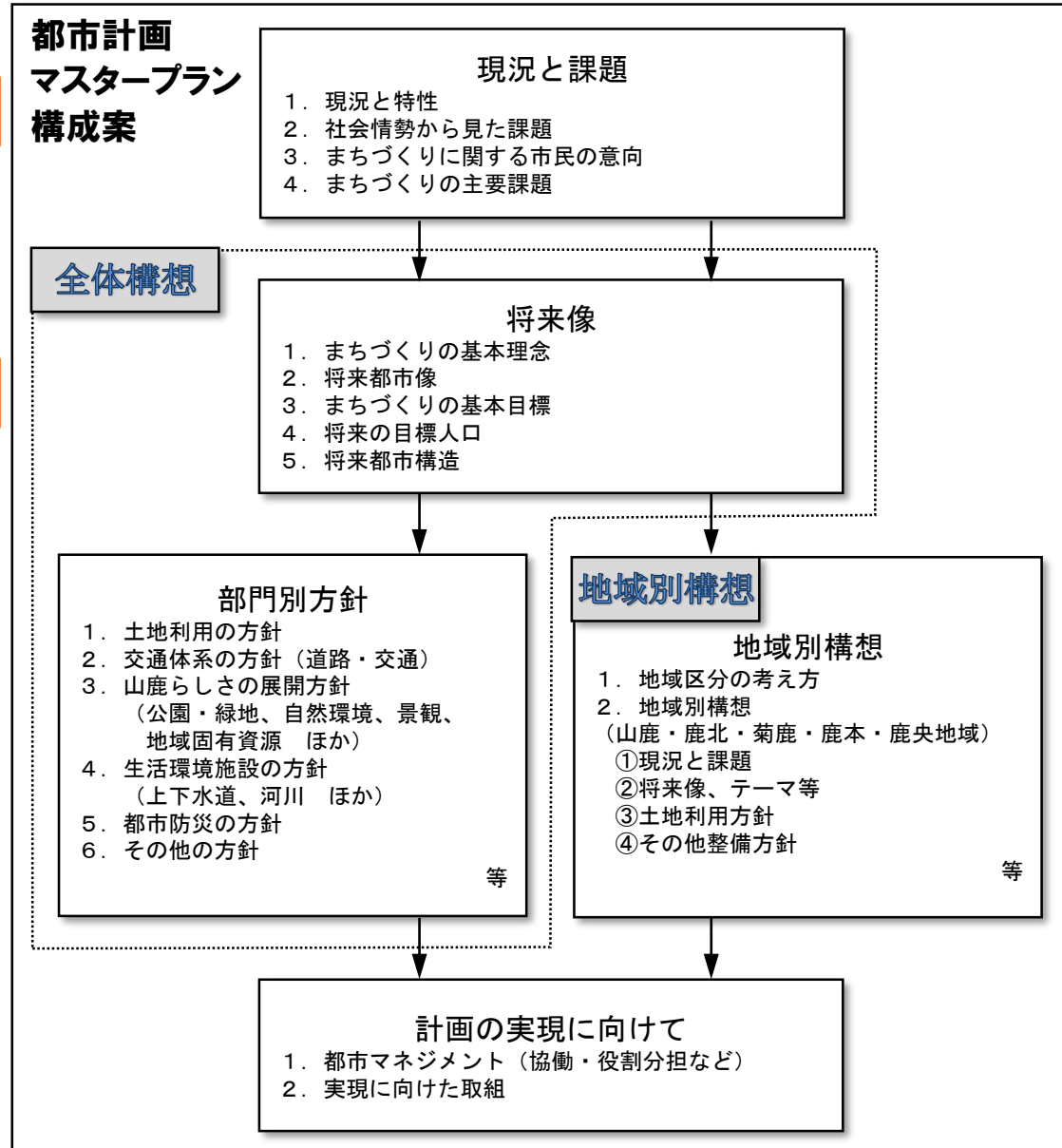
### ④ 計画の構成

計画は、「現況と課題」の分析を踏まえ、市全体の将来像や土地利用及び都市施設等のあり方を示す「全体構想」と、地域ごとのテーマや都市づくりの方針等を示す「地域別構想」の2段階で構成します。

### ⑤ 計画の対象

◆計画対象区域  
市全体として総合的かつ一体的なまちづくりを進めるための指針とするため、計画対象区域を【山鹿市全域】とします。

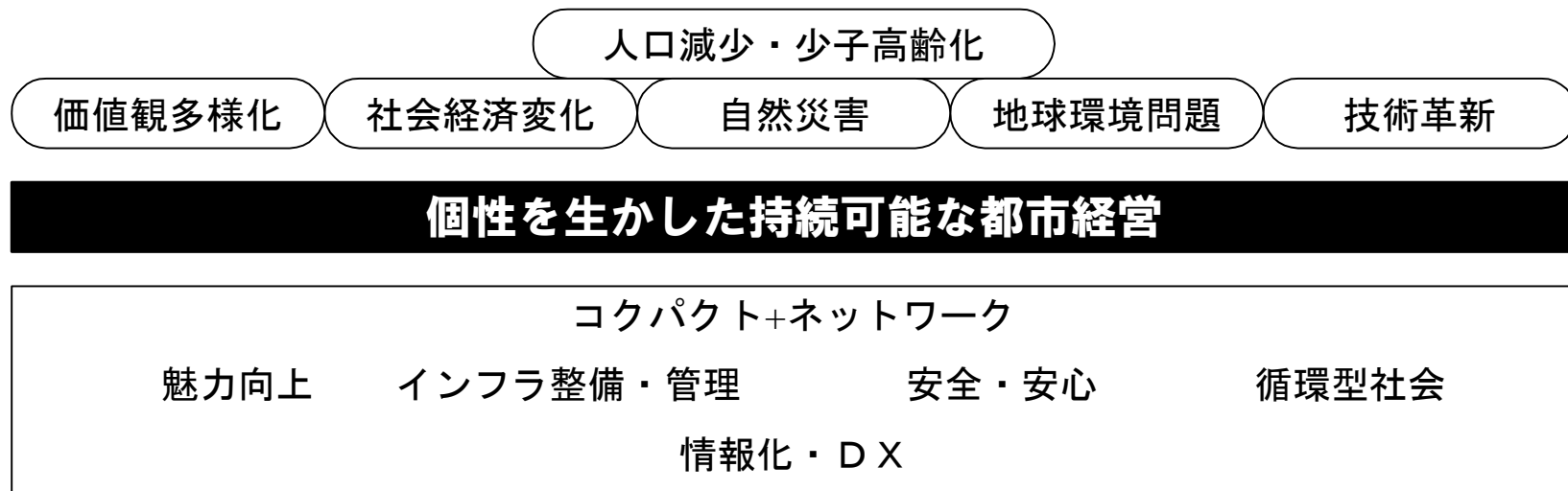
◆計画対象期間  
都市計画マスタープランが長期的な展望に立った将来像を定め、その実現に向けた土地利用や都市施設などの基本的な方針を定める計画であることを踏まえ、計画期間を概ね20年間とし、基準年次を令和5年（2023年）、目標年次を【令和25年（2043年）】と設定します。  
ただし、社会経済情勢の変化や土地利用の状況などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図ります。





### 1) 社会情勢

都市計画を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化、価値観の多様化、社会経済の変化、自然災害の頻発化・激甚化、地球環境問題、技術革新などを背景として、コンパクト+ネットワーク、魅力の向上、インフラ整備・管理、安全・安心、循環型社会、情報化・DXなどによる「個性を生かした持続可能な都市経営」の実現が求められています。



### 1) 社会情勢

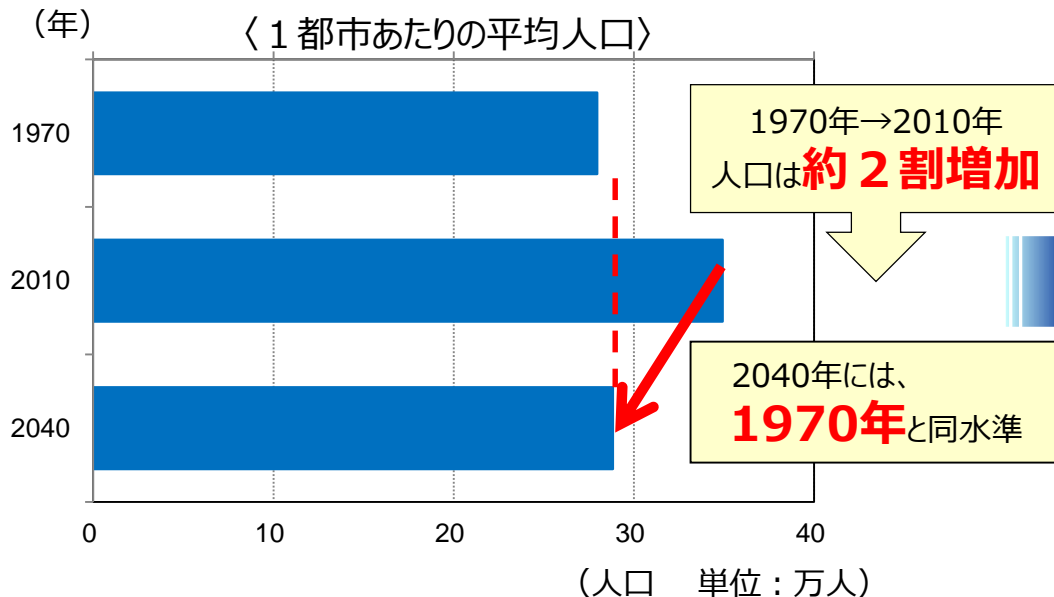
#### 地方都市の現状と課題

- 多くの地方都市では、
  - ・急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下
  - ・住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成
  - ・厳しい財政状況下で、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況にある。
- こうした状況下で、今後も都市を持続可能なものとしていくためには、都市の部分的な問題への対症療法では間に合わず、都市全体の観点からの取り組みを強力に推進する必要。

#### 県庁所在地の人口の推移

(三大都市圏及び政令指定都市を除く)

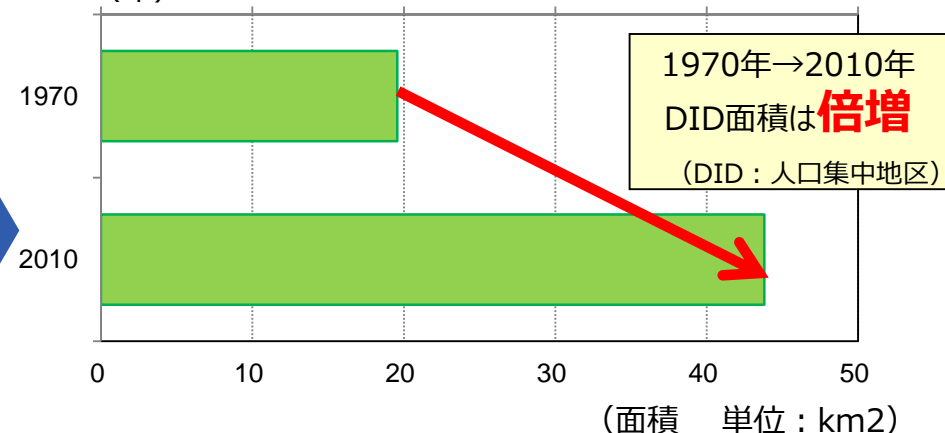
〈1都市あたりの平均人口〉



#### 県庁所在地のDID面積の推移

(三大都市圏及び政令指定都市を除く)

〈1都市あたりの平均DID面積〉



出典：国勢調査  
国立社会保障・人口問題研究所 (平成25年3月推計)

### 1) 社会情勢

#### コンパクト・プラス・ネットワークのねらい①

- 都市のコンパクト化は、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、**住民の生活利便性の維持・向上**、サービス産業の生産性向上による**地域経済の活性化**、行政サービスの効率化等による**行政コストの削減**などの**具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段**。

#### 都市が抱える課題

都市を取り巻く状況

- **人口減少・高齢者の増加**
- **拡散した市街地**

#### ■ 都市の生活を支える機能の低下

- 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難に
- 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

#### ■ 地域経済の衰退

- 地域の産業の停滞、企業の撤退
- 中心市街地の衰退、低未利用地や空き店舗の増加

#### ■ 厳しい財政状況

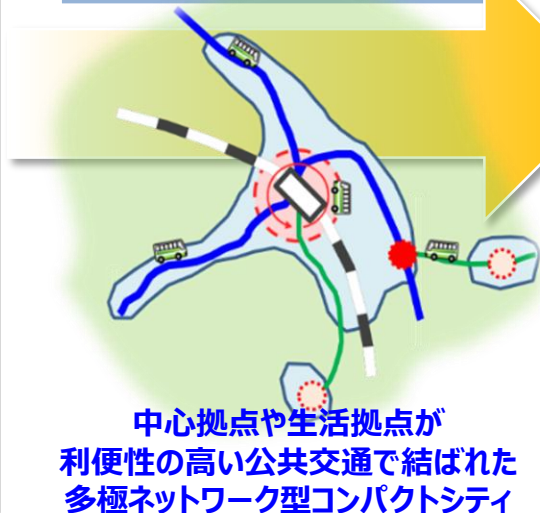
- 社会保障費の増加
- インフラの老朽化への対応

#### コンパクトシティ

生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積

+  
ネットワーク

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築



#### コンパクトシティ化による効果の例

##### 生活利便性の維持・向上等

- 生活サービス機能の維持
  - 生活サービス施設へのアクセス確保など利用環境の向上
  - 高齢者の社会参画
- ➡ 高齢者や子育て世代が安心・快適に生活できる都市環境

##### 地域経済の活性化

- サービス産業の生産性向上、投資誘発
  - 外出機会・滞在時間の増加による消費拡大
- ➡ ビジネス環境の維持・向上により地域の「稼ぐ力」に寄与

##### 行政コストの削減等

- インフラの維持管理の合理化
  - 行政サービスの効率化
  - 地価の維持・固定資産税収の確保
  - 健康増進による社会保障費の抑制
- ➡ 財政面でも持続可能な都市経営

##### 地球環境への負荷の低減

- エネルギーの効率的利用
  - CO<sub>2</sub>排出量の削減
- ➡ 低炭素型の都市構造の実現

### 1) 社会情勢

### コンパクト・プラス・ネットワークのねらい②

#### コンパクトシティをめぐる誤解

#### 一極集中

郊外を切り捨て、市町村内の最も主要な拠点（大きなターミナル駅周辺等）1カ所に、全てを集約させる

#### 全ての人口の集約

全ての居住者（住宅）を一定のエリアに集約させることを目指す

#### 強制的な集約

居住者や住宅を強制的に短期間で移転させる

#### 地価水準の格差を生む

居住等を集約する区域の内外で地価水準が大きく分かれ、格差が生じる

#### 多極型の都市構造

中心的な拠点だけではなく、旧町村の役場周辺などの生活拠点も含めた、多極ネットワーク型のコンパクト化を目指す

#### 全ての人口の集約を図るものではない

例えば農業従事者が農村部に居住することは当然（集約で一定エリアの人口密度を維持）

#### 誘導による集約

インセンティブを講じながら、時間をかけながら居住の集約化を推進

#### 急激な地価変動は生じない

- ・誘導策による中長期的な取組であり、急激な地価変動は見込まれない
- ・まちなかの地価の維持・上昇に加え、都市全体の地価水準の底上げ等の波及効果を期待

## 1) 社会情勢

### 都市の「スポンジ化」の課題

#### 都市のスポンジ化への対応の必要性

- 人口減少社会にあっても利便性が確保された都市生活を持続させるため、人口密度が適度に維持された市街地の形成を目指す、コンパクトシティ政策を推進。
- しかし、空き地・空き家の発生 = 「都市のスポンジ化」がコンパクトシティ政策の重大な支障に。

\* 都市のスポンジ化：都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性をもって、相当程度の分量で発生する現象

\* 都市の低密度化：人口減少に伴い都市全体の人口密度や土地利用密度が低下する現象

### 課題と対処方策

① 小さな空き地等がバラバラ散在し、使い勝手が悪い



**※コーディネート・土地の集約**  
行政が権利調整して空き地等を集約、福祉施設の敷地等に活用

② 空き地等を有効活用したいが、行政だけでは限界

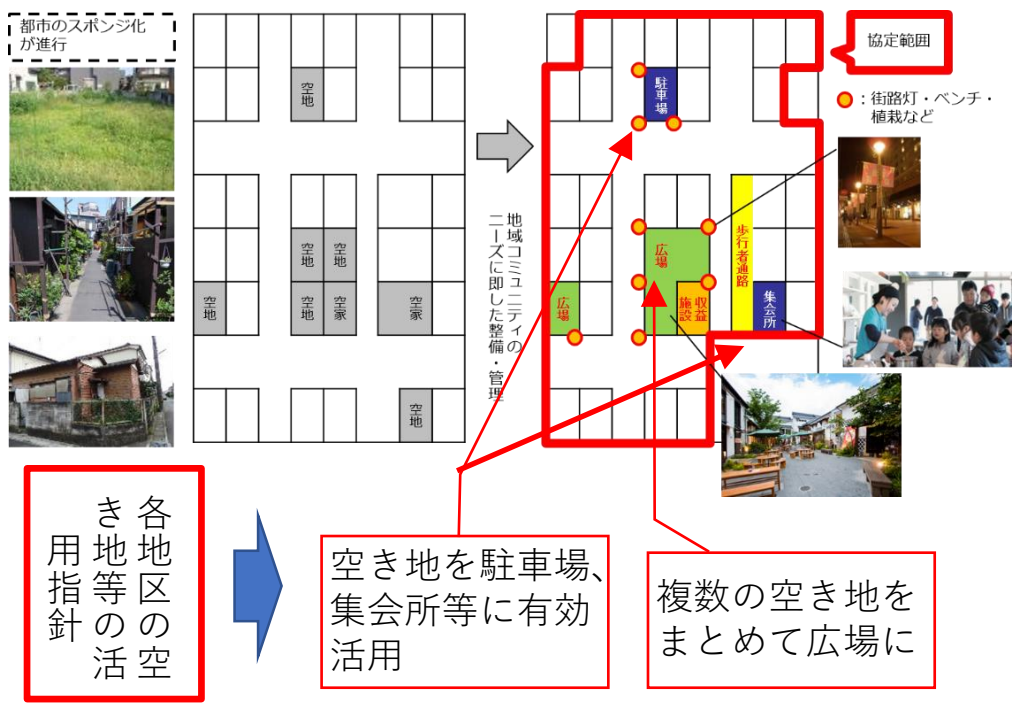


**※身の回りの公共空間の創出**  
地権者による身の回りの空間の整備・管理に税優遇等で支援

③ サービス施設が撤退し、住民生活に不具合



**※都市機能のマネジメント**  
施設の休廃止を行政が事前把握し、調整を行う届出・勧告制の導入





## 1) 社会情勢

### 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年6月公布)

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

#### ◆災害ハザードエリアにおける開発抑制 (開発許可の見直し)

##### <災害レッドゾーン>

- 都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

##### <浸水ハザードエリア等>

- 市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策を許可の条件とする）

#### (住宅等の開発に対する勧告・公表)

- 災害レッドゾーン内での住宅等の開発※について**勧告に従わない場合は公表**できることとする
- ※ 3戸以上又は1000㎡以上の住宅等の開発で開発許可の対象とならないもの

区域	対応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域 開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

##### 災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



#### ◆立地適正化計画の強化 (防災を主流化)

- 立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める**「防災指針」の作成**

避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等

【都市再生特別措置法】

#### ◆災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による**防災移転支援計画**
- 市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

【都市再生特別措置法】

- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア等



### 2) 山鹿市の概況

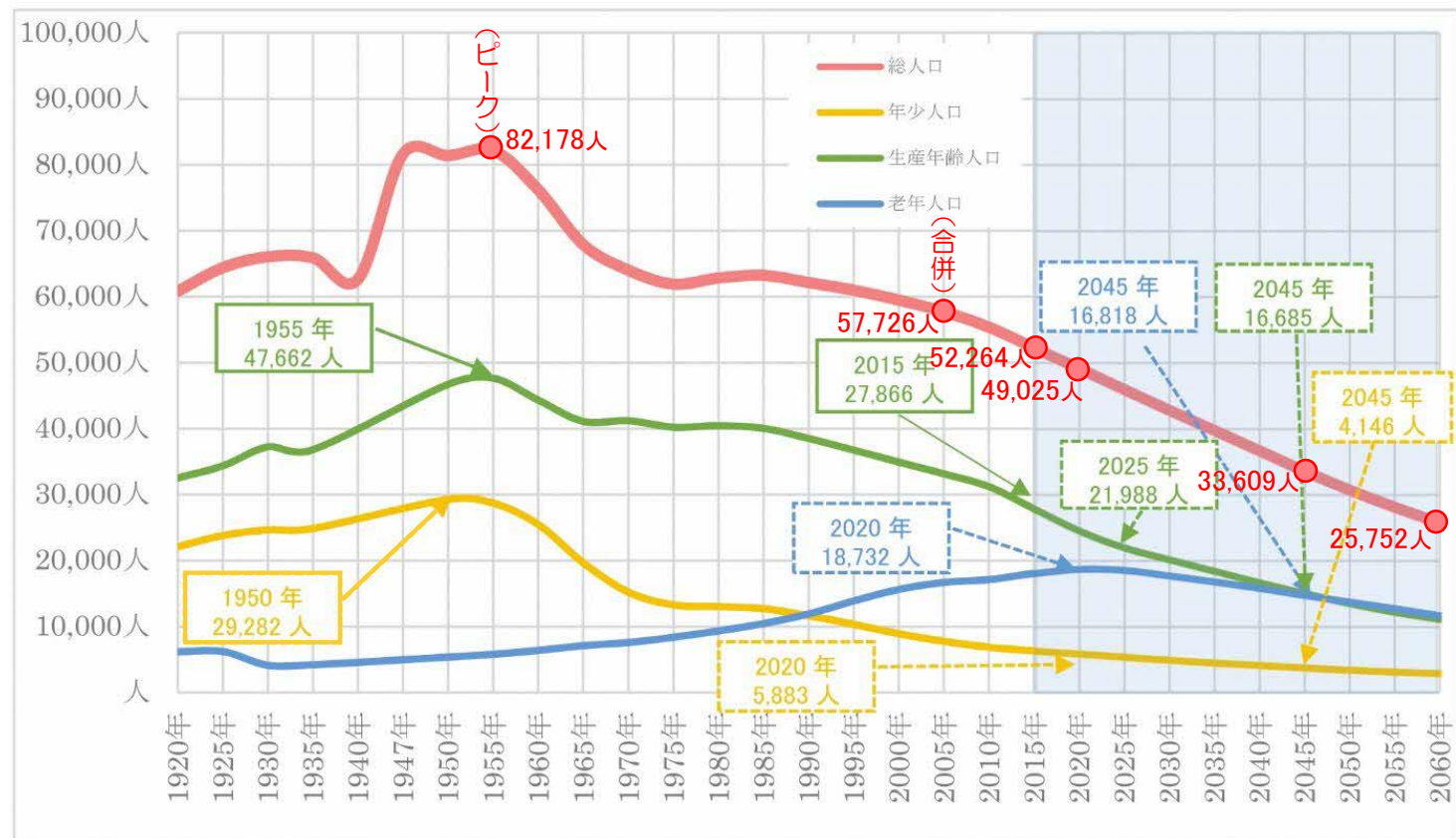
#### ① 山鹿市の現状及び見通し

推計人口（社人研：2015年基準が最新）をみると、山鹿市の総人口は減少が続き、2060年には25,752人と、2015年の約49.3%となることが予測されています。

年齢3区分をみると、年少人口、生産年齢人口は1950年頃をピークに減少傾向が続き、老年人口も今後は減少に転じることが見込まれます。そうした中で、2045年頃には生産年齢人口1人で老年人口1人を支える社会構造となることが伺えます。

こうした状況では、都市機能等（商業、医療・福祉、公共サービスなど）を現在と同水準で維持していくことが困難となり、高齢者など特に交通弱者の生活利便性の低下が懸念されます。

山鹿市の年齢3区分人口の推移



出典：国勢調査、日本の地域別将来推計人口(社人研)

### 2) 山鹿市の概況

#### ② 山鹿市の都市計画における課題 【概況】

山鹿市の都市計画について、現在、現況等の整理、課題抽出を行っているところですが、現時点で把握する課題【概況】は以下の通りです。

##### ①人口減少、少子高齢化社会を見据えた都市構造への転換

- ・今後も進む人口減少、少子高齢化
- ・地域活力の低下
- ・行政サービスや都市機能の維持困難



- ・子育て世代や高齢者等への配慮
- ・都市機能の更なる充実と快適な居住空間の維持向上
- ・利用しやすい交通体系の再構築

計画の構成（案）

都市構造

##### ②土地利用の適正なコントロール

- ・市街地（用途地域）の低密度化
- ・新築や農地転用による市街地の分散、拡大
- ・自然生態系への影響



- ・低未利用地、既存ストックの有効活用
- ・優良農地保全のための規制、誘導
- ・環境負荷低減と行政経営を考慮した土地利用の推進

土地利用

##### ③都市施設の長寿命化と機能強化

- ・都市施設の維持、保全に要する財源確保に苦慮
- ・都市施設の移動等円滑化への対応が急務



- ・都市施設の適正な維持水準の設定に基づく予防保全や更新
- ・公園等の都市施設については住民参加型の維持管理手法を導入
- ・都市施設の更新に併せたユニバーサルデザインの導入

交通体系  
生活環境施設

##### ④地域資源の活用と景観に配慮したまちづくり

- ・自然観光名所、温泉地、歴史的建造物群などの景観・歴史資源が点在
- ・観光入込客数及び観光消費額は近年微増傾向



- ・自然や歴史文化などの地域固有資源の更なる有効活用
- ・都市間での広域連携、交流を強化
- ・景観計画に基づいた規制、誘導

山鹿らしさ

##### ⑤防災・減災への取組の強化

- ・大規模地震の発生や激甚化する自然災害による甚大な被害が懸念
- ・安全・安心に対する関心の高まり



- ・巨大災害や気候変動に対応した被害想定の見直しと共有
- ・ハード・ソフト両面からの地域防災力の強化

都市防災

## 1) 策定体制

計画策定においては、「策定協議会」「策定推進委員会」「策定作業部会」の3つの組織を設置し、それぞれの役割分担のもと、検討を行います。また、市議会や市都市計画審議会への報告、市民意向の把握などを併せて行います。

### ○策定協議会

- 【構成】学識経験者、関係機関職員、市民・各種団体代表など
- 【役割】地域住民の意見を踏まえ、計画案を多方面から検討・協議する。

### ○策定推進委員会

- 【構成】副市長、教育長、関係部課長
- 【役割】素案の総合調整を行う。

### ○策定作業部会

- 【構成】庁内の実務担当者
- 【役割】庁内各課の施策や市民からの意見を集約して素案を作成する。

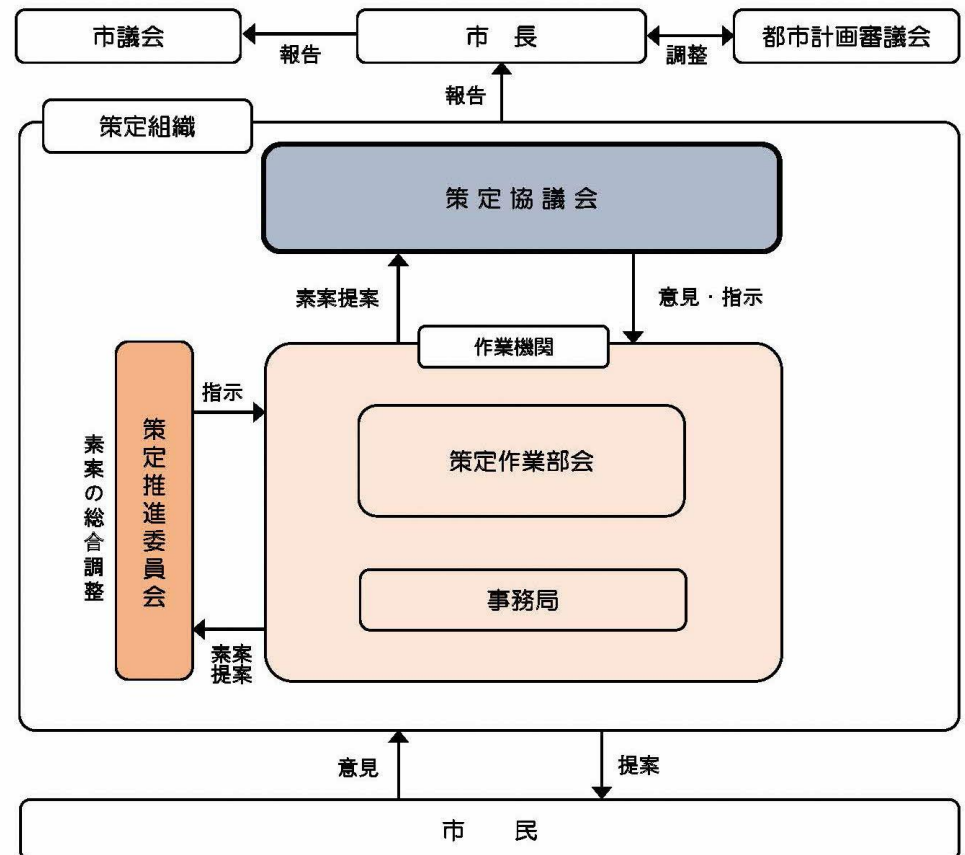
### ○都市計画審議会

- 【役割】法定の常設機関。必要に応じて報告等（進捗状況の説明及び意見聴取）を行い、計画案について承認を得る。

### ○市民

- ・市民アンケート
- ・インターネットによる情報提供
- ・地域別座談会
- ・パブリックコメント

山鹿市都市計画マスタープラン（第2期）策定体制





## 1) 実施概要

市民のまちづくりに対する意見や要望を把握するため、15歳以上の無作為抽出した3,000人を対象に、郵送による無記名方式のアンケート調査を実施します。

回収したアンケート調査票（見込み回収率約40%）及び発注者が実施するウェブアンケートにより得られた回答を集計し、その結果をクロス分析やポートフォリオ分析により、地域別の優先事項など市民意向を多角的に捉え、的確に計画へ反映します。

### ○調査対象

→15歳以上（令和4年7月1日現在）の市内居住者の中から無作為抽出した3,000人を対象

### ○調査方法

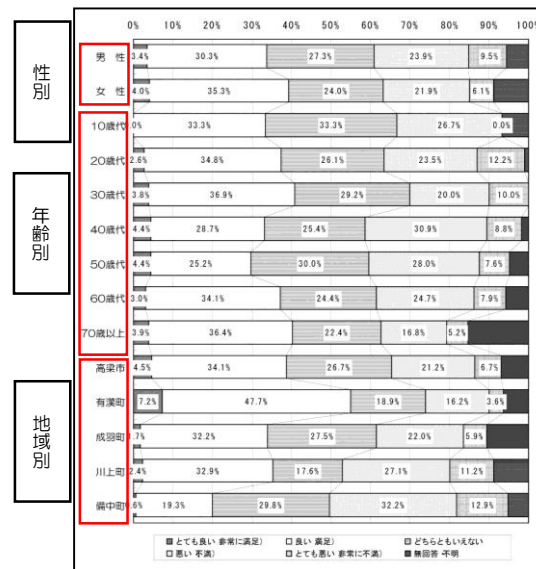
→郵送による配布・回収  
（QRコードによるネット回答も可能）

### ○調査期間

発送：令和4年7月29日（金）  
〆切：令和4年8月21日（日）  
→回答期間 概ね3週間

※ウェブアンケートは、調査票が届かなかった市民を対象として、同じ内容で市ホームページ上で実施。

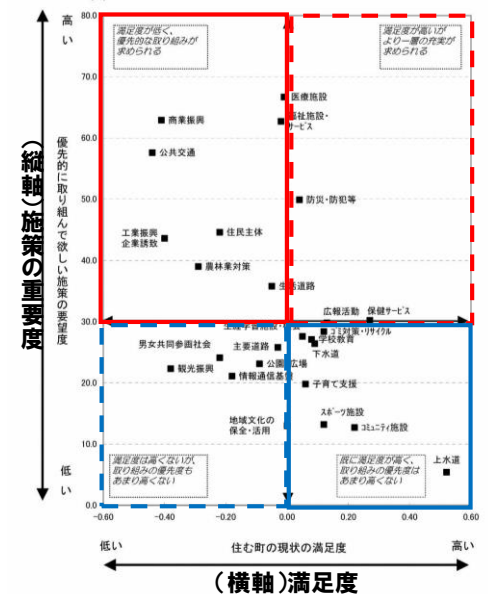
〔クロス分析のイメージ〕



〔ポートフォリオ分析のイメージ〕

行政サービスの満足度が低く、施策の優先度が高い

行政サービスの満足度が高く、施策の優先度も高い



行政サービスの満足度が低く、施策の優先度も低い

行政サービスの満足度は高いが、施策の優先度が低い



## 2) 調査票

### 山鹿市の都市計画（まちづくり）に関するアンケート調査のお願い

市民の皆様には、日頃から市政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

山鹿市では、新市発足後に策定した「山鹿市都市計画マスタープラン」に基づき、将来都市像の実現に向けて、地域の特性に応じた個性豊かなまちづくりを進めてきたところです。

現在、山鹿市では人口減少・少子高齢化、価値観の多様化、社会経済の変化、自然災害の頻発化・激甚化、地球環境問題、技術革新などを背景として、都市機能やコミュニティの衰退、空き家の増加、公共施設等の維持管理など、様々な課題を抱えており、これらに対応した持続可能なまちづくりを進めることが大変重要となっています。

国においても関連する法整備や制度改正が進められ、山鹿市では第2次山鹿市総合計画をはじめとする様々な計画を策定し、熊本県では「山鹿都市計画区域マスタープラン」の策定作業が進められています。

こうした中でこの度、将来都市構造を再構築し、その実現に向けた都市計画の方針を定める「山鹿市都市計画マスタープラン（第2期）」を策定することとし、現在作業を進めています。

このアンケート調査は、山鹿市における都市計画に関する取組を包括的に進めるにあたり、市民の皆様のご意見をお聞かせ願いたく実施するもので、15歳以上（令和4年12月31日時点）の方の中から3,000名の方を無作為に抽出し、ご協力をお願いしております。


なお、このアンケートは無記名方式で行い、本調査の目的以外に利用することはございません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、今後のまちづくりを皆様とともに考えていきたいと思っておりますので、調査の趣旨をご理解いただき、率直なご意見をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

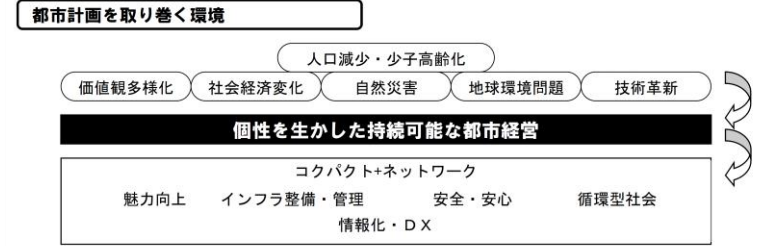
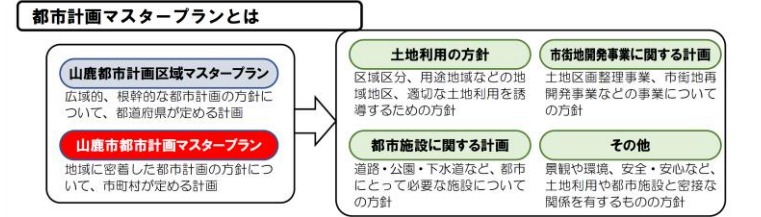
令和4年8月  
山鹿市長 早田 順一

#### ■記入方法

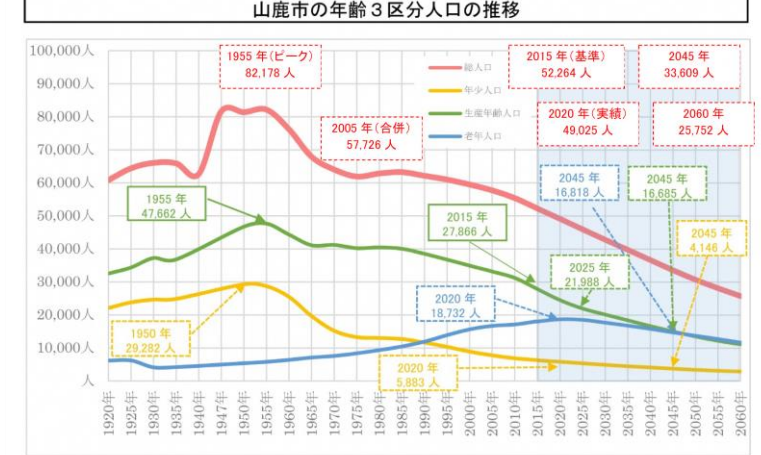
- 宛名のご本人がお答えください。
- お答えは、設問ごとに（1つ選んで回答）、（2つ以内で回答）などそれぞれ設定していますので、ご注意ください。  
また、回答は、番号を囲むように○印を濃くつけてください。
- ご記入いただいた調査票は**8月21日（日）**までに同封の返信用封筒に入れて返送してください。（切手は不要です。）
- この調査票についてのお問い合わせは、下記までお願いします。
- 右のQRコードを読み込むとインターネットでの回答が出来ます。



山鹿市役所 建設部 都市計画課 担当：月足  
TEL：0968-43-1591（直通） E-mail：toshikei@city.yamaga.kumamoto.jp



- #### 山鹿市の概況及び見通し
- 推計人口（社人研：2015年基準が最新）をみると、山鹿市の総人口は減少が続き、2060年には25,752人と、2015年の約49.3%となることが予測されています。
  - 年齢3区分をみると、年少人口、生産年齢人口は1950年頃をピークに減少傾向が続き、老年人口も今後は減少に転じることが見込まれます。そうした中で、2045年頃には生産年齢人口1人で老年人口1人を支える社会構造となることが伺えます。
- こうした状況では、都市機能等（商業、医療・福祉、公共サービスなど）を現在と同水準で維持していくことが困難となり、高齢者など特に交通弱者の生活利便性の低下が懸念されます。



出典：国勢調査、日本の地域別将来推計人口(社人研)



## 2) 調査票

**あなた自身のことについて**

問1. あなたの性別は？（1つ選んで回答）

1. 男性                      2. 女性                      3. その他

問2. あなたの年齢は？（1つ選んで回答）

1. 15～17歳      2. 18～29歳      3. 30～39歳      4. 40～49歳  
5. 50～59歳      6. 60～69歳      7. 70歳以上

問3. あなたのお住まいの地区は？（1つ選んで回答）

1. 山鹿地区      2. 米田地区      3. 川辺地区  
4. 八幡地区      5. 平小城地区      6. 三岳地区  
7. 三玉地区      8. 大道地区      9. 岳間地区  
10. 岩野地区      11. 広見地区      12. 内田地区  
13. 六郷地区      14. 城北地区      15. 来民地区  
16. 中富地区      17. 稲田地区      18. 千田地区  
19. 米野岳地区      20. 山内地区

問4. あなたは山鹿市にどのくらい（通算）居住していますか？（1つ選んで回答）

1. 5年未満                      2. 5年～10年未満  
3. 10年～20年未満              4. 20年以上

問5. あなたの世帯構成は？（1つ選んで回答）

1. 単身（ひとり暮らし）      2. 夫婦のみ      3. 二世帯（親又は子と同居）  
4. 三世帯（親・子・孫など）      5. その他（                      ）

問6. あなたのお住まいは？（1つ選んで回答）

1. 持家（戸建て）                      2. 持家（マンション）  
3. 民間賃貸（戸建て）                      4. 民間賃貸（マンション・アパート）  
5. 市営住宅                      6. 給与住宅（社宅・公務員宿舎等）  
7. その他（                      ）

問7. あなたのご職業は？（1つ選んで回答）

1. 農林業                      2. 自営業（商業・サービス業）  
3. 自営業（その他）                      4. 会社員  
5. 公務員・団体職員                      6. パート・アルバイト  
7. 家事従事（専業主婦（夫）等）                      8. 学生  
9. 無職                      10. その他（                      ）

問8. あなたが通勤・通学や買い物などの日常生活で利用する主な交通手段は？（2つ以内で回答）

1. 路線バス                      2. あいのりタクシー  
3. 自動車（自ら運転）                      4. 自動車（送迎）  
5. バイク・原付                      6. 自転車  
7. 徒歩                      8. その他（                      ）

**【現在の山鹿市について】**

問9. 現在お住まいの地域について、どのように思いますか？現状の「満足度」と「重要度」をお答え下さい。（項目ごとに1つ選んで回答）

	満足度					重要度				
	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要でない	重要でない
ア. 日常的な買い物の利便性	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
イ. 就業の場・機会の充実度	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ウ. 日照・静けさ・景観など住環境	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
エ. 自然・緑の豊かさ、美しさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
オ. 地域間を結ぶ幹線道路の利便性	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
カ. 身近な生活道路の利便性	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
キ. 歩行者に対する交通安全対策	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ク. 公共交通（バスなど）の利便性	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ケ. 自転車の走りやすさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
コ. 公園やスポーツ施設の充実度	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
サ. 生活排水（下水等）の充実度	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
シ. 河川の安全性や親しみやすさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ス. 公共施設の充実度	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
セ. 自然災害に対する安全性	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ソ. 防犯に対する安心感	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
タ. 歴史・文化資源の豊かさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
チ. 高齢者・障がい者の暮らしやすさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ツ. コミュニティ（近所づきあい等）	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
テ. 総合的にみた地域の住みやすさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

**【住まいや暮らしについて】**

問10. 現在のお住まいの地域にこれからも住み続けたいと思いますか？（1つ選んで回答）

1. いつまでも住み続けたい  
2. いずれ転居したい  
3. 転居したいができない  
4. わからない  
5. その他（                      ）

## 2) 調査票

問11. 問10で「1」と回答された方にお聞きします。

住み続けたいと思う理由は何ですか？（3つ以内で回答）

1. 駅やバス停が近いなど、交通利便性が高いから
2. スーパー等が近いなど、日常的な買い物が便利だから
3. 勤務先や学校が近いから
4. 病院や福祉施設が近いから
5. 保育所などの子育て支援施設が近いから
6. 市役所や公民館などの公共施設が近いから
7. 図書館などの文化施設が近いから
8. 道路や下水道、公園・広場など生活環境が整っているから
9. 自然環境が良いから
10. 防災や防犯などの安全性が高いから
11. 長年住み慣れて愛着のある土地だから
12. その他（ ）

問12. 問10で「2～3」と回答された方にお聞きします。

転居したいと思う理由は何ですか？（3つ以内で回答）

1. 駅やバス停が遠いなど、交通利便性が良くないから
2. スーパー等が遠いなど、日常的な買い物が不便だから
3. 勤務先や学校が遠いから
4. 病院や福祉施設が遠いから
5. 保育所などの子育て支援施設が遠いから
6. 市役所や公民館などの公共施設が遠いから
7. 図書館などの文化施設が遠いから
8. 道路や下水道、公園・広場など生活環境が整っていないから
9. 自然環境が良くないから
10. 防災や防犯などの安全性に不安があるから
11. 土地に愛着がないから
12. その他（ ）

問13. 公共交通機関についてどのように感じていますか？（1つ選んで回答）

1. 便利である                      2. 不便である                      3. わからない

問14. 問13で「2」と回答された方にお聞きします。

公共交通機関を利用する際に、不便に感じることは何ですか？（2つ以内で回答）

1. バス停などが近くにない
2. 運賃が高い
3. 目的地へ行くバスなどが少ない
4. 運行本数が少ない
5. バス停に待合所や駐輪場がない
6. バリアフリー対応がされていない
7. その他（ ）

問15. 自宅からバス停まで徒歩で移動してもよいと思う距離（時間）ほどの程度ですか？（1つ選んで回答） ※徒歩：1分間で約50mを想定

1. 300m未満（約6分未満）
2. 300～1000m未満（約6～20分）
3. 1000～2000m未満（約20～40分）
4. 2000m以上（約40分以上）
5. わからない

### 将来の山鹿市について

問16. あなたは、20年後の山鹿市がどのようなまちになってほしいと思いますか？（3つ以内で回答）

1. 農林業や工業など、産業活動が活発なまち
2. 拠点等の商業地域に賑わいのあるまち
3. 雇用環境が充実し、働く場や機会が多いまち
4. 住環境が良い住み良いまち
5. 山や川などの自然が豊かなまち
6. 交通の利便性が高いまち
7. 歴史・文化を活かした観光・交流のまち
8. 高齢者などが住みやすい福祉・医療のまち
9. 子どもを育てる環境が充実したまち
10. 災害に強い安全・安心なまち
11. 美しい街並みや農村風景など、優れた景観のあるまち
12. 環境に配慮した地球にやさしいまち
13. その他（ ）

問17. あなたは、山鹿市の人口が今後、さらに減少する見込みであること、また、高齢化がさらに進展する見込みであることをご存知でしたか？（1つ選んで回答）

1. 知っていた                      2. 概ね知っていた                      3. 知らなかった

問18. さらに人口減少や高齢化が進むと様々な問題の発生が予測されます。山鹿市では、将来的にどのようなことが問題になると思いますか？（3つ以内で回答）

1. 中心部が衰退し、地域のにぎわいが減退する
2. 利用者の減少により、地域のスーパーや商店が減少し（無くなり）、食品や日用品など日常的な買い物が困難になる
3. 鉄道・バス利用者の減少により、便数や路線が減少し（無くなり）、子どもや高齢者など自家用車を運転できない人の移動が困難になる
4. 空き地や空き家の増加、地域の結束（コミュニティ）が衰退することにより、居住環境が悪化する
5. 税収の減少、社会保障費の増加により、行政サービス（道路等のインフラや福祉・介護、公共施設の管理等）が不十分になる
6. 地域経済が低迷し、雇用機会が減少する
7. わからない
8. その他（ ）

問19. 問18の様な問題に対して、どのような土地利用（都市構造の形成）を目指せば良いと思いますか？（1つ選んで回答）

1. 機能性の高い、一極集中型の都市構造の形成を目指せば良い
2. 現況特性を活かした役割分担により、多核連携型の都市構造の形成を目指せば良い
3. 自然の流れに任せ、特に土地利用の方向性を定めなくても良い
4. わからない
5. その他（ ）

## 2) 調査票

問20. あなたがお住まいの地域（山鹿地域、鹿北地域、菊鹿地域、鹿本地域、鹿央地域）の中心地について、どのように思いますか？現状の「満足度」と「重要度」をお答え下さい。（項目ごとに1つ選んで回答）

項目	満足度					重要度				
	満足	やや満足	やや不満	不満	重要	やや重要	重要でない	あまり重要でない	重要でない	
ア. 食料品など日常の買い物の便利さ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
イ. 郵便局や銀行の便利さ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ウ. 保育園・幼稚園・小中学校の利用や通学の便利さ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
エ. 日常の通院（身近な病院・診療所等）の便利さ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
オ. 公共交通によるアクセスの便利さ（行きやすさ）	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
カ. 外食・ショッピング・娯楽などの充実度	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
キ. 入院・手術など高度な医療（総合病院等）の便利さ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ク. 文化・交流施設（図書館等）の充実度	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

問21. 山鹿市の中心地市街地について、どのように思いますか？現状の「満足度」と「重要度」をお答え下さい。（項目ごとに1つ選んで回答）

項目	満足度					重要度				
	満足	やや満足	やや不満	不満	重要	やや重要	重要でない	あまり重要でない	重要でない	
ア. 食料品など日常の買い物の便利さ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
イ. 郵便局や銀行の便利さ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ウ. 保育園・幼稚園・小中学校の利用や通学の便利さ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
エ. 日常の通院（身近な病院・診療所等）の便利さ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
オ. 公共交通によるアクセスの便利さ（行きやすさ）	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
カ. 外食・ショッピング・娯楽などの充実度	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
キ. 入院・手術など高度な医療（総合病院等）の便利さ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ク. 文化・交流施設（図書館等）の充実度	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

### 【これからのまちづくりについて】

問22. 今後の住居系の土地利用について、どのように思いますか？（1つ選んで回答）

1. 新たな住宅地の開発はしない
2. 市街地・集落地の周辺に住宅地を開発する
3. 幹線道路沿道に住宅地を開発する
4. 郊外に住宅地を開発する
5. わからない
6. その他（ ）

問23. 現在、市内に、ご自身又はご家族が居住している住宅以外の住宅を所有されている方にお聞きします。その住宅の今後の扱いについて、どのように考えておられますか？（1つ選んで回答）

1. 現在、貸出中又は売却・売出中である
2. 他人に貸したり、売却するつもりはない
3. 他人に貸してもよいが、売却するつもりはない
4. いずれ売却したい
5. 無償でもよいので早く処分したい
6. その他（ ）

問24. 今後の商業系の土地利用について、どのように思いますか？（1つ選んで回答）

1. 新たな商業施設は必要ない
2. 中心市街地や地域の中心地などに商業施設が集まって立地して欲しい
3. 幹線道路沿道に商業施設が立地して欲しい
4. どこでも良いので商業施設が立地して欲しい
5. わからない
6. その他（ ）

問25. 今後の工業系の土地利用について、どのように思いますか？（1つ選んで回答）

1. 今のままで良い
2. 新しい工業用地を整備し、新たな企業の誘致や点在する工場の集積を図る
3. 工業用地を減らし、住宅地や商業地を整備する
4. わからない
5. その他（ ）

問26. 現在、市内に、ご自身又はご家族が農地を所有されている方にお聞きします。その農地の今後の扱いについて、どのように考えておられますか？（1つ選んで回答）

1. これからも営農を続けていく
2. 委託や賃貸などするかもれないが農地は維持していく
3. 農地は縮小・売却し、多用途に転換したい
4. 農作業ができず、放置するしかない
5. わからない
6. その他（ ）



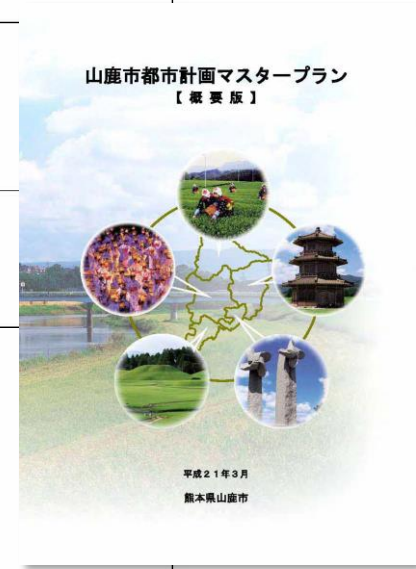


1) 現行計画の検証等

現行計画（第3部全体構想—第4章都市整備の方針、第4部地域別構想—第2章地域別まちづくりの方針）の進捗状況について、庁内関係課への照会又はヒアリングを実施するとともに、その結果並びに検証及び評価に関する資料の整理を行います。

■現行計画の検証（全体構想-都市整備の方針）【01土地利用】

項目	方針	方針に係る担当課	方針に基づいて進めてきた取組(項目名・事業名等)	左記の取組についての考察(具体的な取組の内容)
住居系土地利用の規制・誘導の方針	【中心部】(3-24) 中心市街地及びその周辺の住宅地は、商業・業務施設や八千代座等の観光資源が混在する地区であることから、計画的な土地利用を推進し、商業や観光の活性化と居住地との調和を図り、歩いて暮らせる良好な居住環境の形成を目指す。 中心拠点等においては、都市型住宅の推進、歩行者ネットワークの創出、交流・滞留空間の整備等、そこに暮らす人と訪れる人の交流による賑わいを創出させる基盤の整備を進めます。 また、既存ストックの有効活用とともに、狭い道路が存在する地区においては、面整備を活用し、誰もが安全・安心に歩ける歩道の整備等、良好な居住環境の形成を図ります。	都市計画課	【記載例】 ①山鹿市景観条例・景観計画による誘導 ②まちなみ整備事業 ※事業名等はないが・・・右の欄に取組のみの記載でも結構です。	【記載例】 ①景観条例・景観計画に基づく届出において、景観形成重点地区内の建築物等について、周辺と調和する色彩や意匠とするよう理解を求めている。R3年度は29件の届出に対して、景観形成基準に沿った指導を行った。 ②豊前街道沿線の歴史的町家等の町並み保全と修景を推進し、賑わいあふれる商業空間の再生と景観形成を図るために、所有者等が行う建物等の修復・修景事業の一部を助成している。(R3年度:景観形成重点地区内指定建造物修景助成=2件、豊前街道歴史的まちなみ再生事業=3件) ・屋外広告物については、違反広告物の是正強化を図るとともに、良好な景観の形成を促進することを目的とした、県及び市職員合同による違反広告物一斉取り締りを実施している。
住居系土地利用の規制・誘導の方針	【中心部】(3-24) 中心市街地及びその周辺の住宅地は、商業・業務施設や八千代座等の観光資源が混在する地区であることから、計画的な土地利用を推進し、商業や観光の活性化と居住地との調和を図り、歩いて暮らせる良好な居住環境の形成を目指す。 中心拠点等においては、都市型住宅の推進、歩行者ネットワークの創出、交流・滞留空間の整備等、そこに暮らす人と訪れる人の交流による賑わいを創出させる基盤の整備を進めます。 また、既存ストックの有効活用とともに、狭い道路が存在する地区においては、面整備を活用し、誰もが安全・安心に歩ける歩道の整備等、良好な居住環境の形成を図ります。			
	【周辺部】(市街地ゾーン、中心市街地周辺部)(3-24) 鹿本地域周辺、国道325号沿道及び中心市街地周辺部(用途地域外延部)の住宅地は、本市の居住空間の拠点として、基盤整備の実施とストックの有効活用を図り、公益サービスと生活利便機能が集積する良好な住環境の整備に努めます。 総合支所を中心に都市機能が集積する地区については、都市型住宅地として良好な居住環境の形成に努めるとともに、周辺部においては、既存の基盤整備の状況を勘案しつつ、市街化の動向と都市構造の再編に併せて、用途地域の見直しや土地利用の転換など、計画的な土地利用の規制、誘導を図り、集約型市街地の形成と人口の定住化に向けた土地利用の推進を図ります。			
	【集落ゾーン、田園中山間地の集落ゾーン】(3-25) 地域生活拠点周辺や自然・文化交流拠点周辺に形成される集落地においては、自然環境と融合する住宅地として、今後も良好な住環境の保全を図ります。 子高齢化に向けた集約型都市構造の再編にむけて、計画的な住環境の形成、集落の維持に向けた未利用地の活用、また行政サービス等のニーズに対応した住環境の形成を目指します。特に、自然環境と農地の保全を柱に、本市の基幹産業の発展とあみあった土地利用に努めます。			
商業系土地利用の規制・誘導の方針	【中心部】(3-25) プラザファイブ、八千代座周辺地区は、行政サービス機能、商業機能及び観光機能が集積し、歴史的にも本市(広くは県北)の中心地であり「まちの顔」となる拠点です。 そのため、中心部では、商業や観光の活性化と本地区が有する歴史特性の保存に向けた土地利用を推進します。また、集約型都市構造の再編にむけて、住民と来客者の交流による賑わいの創出を図るため、商業観光機能と居住機能が共存した土地利用を目指します。 特にプラザファイブの再整備と豊前街道や八千代座周辺から発信する賑わいの創出を目指し、景観に配慮した建築物の立地誘導や未利用地・空き店舗等の活用による連続した賑わい空間の形成、また行政機能等の計画的な誘致を進め、本市の顔として、多様な機能が集積する拠点形成を推進します。 なお、プラザファイブの活性化においては、点的な高度利用型の大規模開発から面的な広がりを持った商業空間への転換を図るため、周辺の未利用地の活用による周辺の商店街と一体的な都市的土地利用を目指します。			



## 2) 都市計画に関連する施策等のヒアリング

都市計画マスタープランは、約20年後の姿を見据えた計画であり、今後、山鹿市が都市づくり・まちづくりを進めていく際の指針となるものです。

これから、人口減少・少子高齢化が進み、ニーズが多様化している時代においては、各種分野の横断的な連携により、取組効果の最適化・最大化を図っていくことが求められています。

こうしたことから、概ね20年後を目標として各課が進める施策について、本計画に特記すべき事項（重点課題、施策の方向性等）及び現在検討中の新たな課題・施策などについて、ヒアリングシートで聞き取りを行い、計画に反映します。

山鹿市都市計画マスタープラン（第2期）

### 山鹿市都市計画マスタープラン（第2期）の策定に係るヒアリングシート

都市計画課では、平成20年度に策定された「山鹿市都市計画マスタープラン」が計画期間の令和5年を迎えるに当たり、今年度から来年度にかけて「第2期」の策定作業を行います。

そこで、現行の計画について関係各課による検証及び評価が必要になりますので、御協力をお願いします。（→別添 Excel ファイル「都市計画マスタープラン検証シート」）

また、マスタープラン（第2期）は、約20年後の姿を見据えた計画であり、今後、山鹿市が都市づくり・まちづくりを進めていく際の指針となるものです。

これから、人口減少・少子高齢化が進み、ニーズが多様化している時代においては、各種分野の横断的な連携により、取組効果の最適化・最大化を図っていくことが求められています。

こうしたことから、**概ね20年後を目標**として各課が進める施策について、本計画に**特記すべき事項**を下のヒアリングシートに記入いただきますようお願いします。

課名 \_\_\_\_\_  
記入者 \_\_\_\_\_

#### <ヒアリングシート>

(1) 各部門（各課）の重点課題、新たな課題等について	観点（人口減少・少子高齢化、価値観の多様化、社会経済変化、自然災害、地球環境、技術革新 など）
(2) 上記課題に対する施策の方針、具体事業について（施設の整備・維持管理、推進事業ほか重点施策）	①直近（進行中など）
	②短期（5年程度）
	③中長期（5～20年程度）
(3) 各課で今後策定（変更）予定の計画	
(4) 自由意見	（都市計画全般、都市計画マスタープランなどに関する不明や提言等）

ご協力ありがとうございました。